

2025 年 5 月

各 位

株式会社 鳥取銀行

【重要】お振込の制限について

拝啓 平素より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、A T Mやインターネットバンキングによる不正送金や特殊詐欺において、暗号資産交換業者宛てに送金させる被害が発生しております。

当行は、お客さま保護や不正送金防止の観点から、2025年5月30日（金）より、暗号資産交換業者宛てのお振り込みに際し、振込依頼人名を変更してお振り込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

敬具

記

1. 取扱開始日

2025 年 5 月 30 日（金）

2. 対象となるお取引

A T M、インターネットバンキングおよび鳥取銀行アプリを利用した当行口座からのお振り込みで、以下のお取引が対象となります。

【ご利用方法と制限対象のお取引】

ご利用方法	制限対象のお取引
A T M（当行、コンビニ）	振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てのお振り込み
とりぎんアプリ	
とりぎんインターネットバンキング	

【振込依頼人名の変更例】

口座名義	振込依頼人名	取扱可否
トットリ イチロウ	トットリ イチロウ	取扱可
	1 2 3 トットリ イチロウ	取扱可
	トットリ ハナコ	取扱不可
	ニホン イチロウ	取扱不可

以上

本件に関するお問い合わせ

お客様センター 0120-866-235

【受付時間】 平日 9:00~17:00（ただし銀行休業日を除く）

【別紙】

2025 年 5 月 30 日（金）以降の「振込制限」の開始に伴い、振込規定に以下の項目の追加をします。

改定前	改定後（2025 年 5 月 30 日以降）
1 3.（預金規定等の適用） 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびとりぎんカード規定により取扱います。	1 3.（預金規定等の適用） 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびとりぎんカード規定により取扱います。 1 4.（振込資金の振込制限・謝絶） <u>当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の振込については、取引の全部または一部を制限またはお断りすることが</u> <u>できるものとします。</u>
1 4.（規定等の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	1 5.（規定等の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。